

令和4年 第4回栗原市農業委員会総会議事録

令和4年4月26日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和4年 第4回栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地の現状変更届出について
- 日程第 5 報告第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 9 議案第 4号 農用地利用集積計画について
- 日程第10 議案第 5号 農用地利用集積計画変更願について
- 日程第11 議案第 6号 農用地利用配分計画について
- 日程第12 議案第 7号 非農地証明願について
- 日程第13 議案第 8号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について

1 出席委員 (20名)

- | | |
|-------------------|----------------|
| 1番 佐々木 栄夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員、 |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、 | 4番 佐々木 弘 委員、 |
| 6番 菅原 勝宏 委員、 | 8番 米山 嘉彦 委員、 |
| 9番 阿部 一信 委員、 | 10番 曾根 金雄 委員、 |
| 11番 三浦 正勝 委員、 | 12番 鈴木 和子 委員、 |
| 13番 芳賀 博秋 委員、 | 14番 尾形 陽一郎 委員、 |
| 15番 高橋 寛 委員、 | 16番 狩野 善典 委員、 |
| 18番 高橋 榮一 委員、 | 19番 岩渕 弘 委員、 |
| 20番 三浦 栄 委員、 | 21番 大沢 純香 委員、 |
| 22番 大場 裕之 委員、 | |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者 | |

2 欠席委員 (4名)

- | | |
|-----------------|--------------|
| 5番 遊佐 一成 委員、 | 7番 岩渕 敬一 委員、 |
| 17番 佐々木 耕太郎 委員、 | 24番 鈴木 康則 会長 |

3 議事に参与した者

事務局長	小野寺	世 洋
事務局長補佐	小 山	雅 規
農地農政係 主 幹	高 橋	潤
農地農政係 主 幹	大 場	香
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。

ご苦労様です。ご着席願います。

本日、会長が都合により欠席しております。代わって私吉田が議長を務めさせていただきます。

新年度に入りまして、農作業も順調に進んでいるようでございます。その間、農作業の事故防止については皆様をお願いしているところでありますが、事故については遭わない起こさないということをお願いいたします。

また、県内ではコロナの新規感染者が連日出ておりまして、市内においても感染者数が高い状態が続いております。お互いに健康には気をつけて活動をしたいと思っております。

次に、4月1日付の人事異動で事務局に2名新しく転入されたということで、局長と大場主幹が転入されております。局長については本日栗原市議会の臨時議会に参席してございまして、戻りましたら紹介することとしたいと思っております。

それでは、大場主幹から自己紹介をお願いします。

(大場主幹から自己紹介)

それでは、只今から、令和4年 第4回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

欠席の通告があります。

議席番号5番 遊佐 一成 委員、議席番号7番 岩淵 敬一 委員、議席番号17番 佐々木 耕太郎 委員、議席番号24番 鈴木 康則 委員から所要のため、欠席する旨の通告がございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、事務局長ほか関係職員を出席させております。

なお、新型コロナウイルス感染症予防対策のため、会議場の換気をしております。

また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、農業委員会会議規則第27条の規定により、議席番号21番 大沢 純香 委員、議席番号22番 大場 裕之 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これに、ご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第3、事務報告を行います。事務局から報告いたします。

事務局

局長が臨時議会に出席のため、私小山のほうから説明させていただきます。

議案資料に基づき、令和4年3月31日から令和4年4月26日までに実施の事務事業等の報告並びに、令和4年4月27日から令和4年5月27日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

日程第4、報告第1号、農地の現状変更届出について、を報告いたします。

第1区の番号1番、2番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 畑 1筆 704㎡、切土を行い耕作の利便性を向上する計画である旨の1案件、

なお、工事着工前に届け出を提出せず、既に工事が完了していたことから、始末書を提出のうえ届出があった旨の1案件を説明。

番号2番は、築館地区の 田 1筆 2,784㎡のうち 188㎡、当該土地の隣接土地への耕作道を整備する計画である旨の1件、

なお、工事着工前に届け出を提出せず、既に工事が完了していたことから、始末書を提出のうえ届出があった旨の1案件を説明。

議長

次に、去る4月19日、議席番号11番 三浦 正勝 委員、農地利用最適化推進委員の鈴木 孝夫 推進委員、及び、及川 正一 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

鈴木 孝夫 推進委員

報告第1号 農地の現状変更届について、去る4月19日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の内容につきましては、資料及び事務局の説明のとおりであります。現況は段差のある圃場で、高いほうの圃場を切土し高低差を少なくするものであります。現地は緩やかな傾斜の畑であり、周辺農地へ悪影響を及ぼす要素はないものと確認できました。

番号2番の内容につきましては、番号1番で切土した畑への耕作道として活用するもので、周辺農地へ悪影響を及ぼす要素はないものと確認できました。

以上、報告を終わります。

議長

これで、日程第4、報告第1号 農地の現状変更届出について、報告を終わります。

日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番から4番までの4案件、第2区の番号5番の1案件、第3区の番号6番から11番までの6案件、合わせて11案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の 田 1筆 205㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号2番、番号3番は関連案件で、高清水地区の 田 10筆 11,375㎡、売買のための農地利用集積円滑化事業による賃貸借権解約の2案件、

番号4番は、一迫地区の 田 2筆 3,015㎡、双方合意による農地中間管理事業による賃貸借権解約の1案件、

第2区の番号5番は、志波姫地区の 田 4筆 5,936㎡、売買のための農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

第3区の番号6番は、栗駒地区の 田 10筆 11,623㎡、賃貸借権設定のための基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号7番は、栗駒地区の 田 3筆 3,585㎡、

番号8番は、栗駒地区の 田 8筆 6,736㎡、いずれも、賃貸借権設定のための

農地法第3条による使用貸借権解約の2案件、

番号9番は、鶯沢地区の 田 1筆 909㎡、売買のための農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号10番、番号11番は関連案件で、鶯沢地区の 田 2筆 6,100㎡、いずれも、双方合意による農地中間管理事業による賃貸借権解約の2案件、

以上、11案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から番号9番までの9案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 4筆 6,328㎡、畑 8筆 1,835㎡、合計 8,163㎡、

番号2番は、築館地区の 田 1筆 3,483㎡、

番号3番は、築館地区の 田 1筆 234㎡、

番号4番は、築館地区の 田 1筆 714㎡、いずれも、相手方の要望による所有権移転売買の4案件、

番号5番は、築館地区の 田 5筆 5,765㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号6番は、築館地区の 田 11筆 18,043㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

番号7番は、高清水地区の 田 10筆 27,299㎡、畑 5筆 8,607㎡、合計 35,906㎡、経営継承のための所有権移転贈与の1案件、

番号8番は、一迫地区の 畑 1筆 1,088㎡、相手方の要望による所有権移転贈与の1案件、

番号9番は、一迫地区の 畑 1筆 2,428㎡、相手方の要望による賃貸借権設定の1案件、

以上、9案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る4月19日、議席番号11番 三浦 正勝 委員、農地利用最適化推進委員の鈴木 孝夫 推進委員、及び 及川 正一 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、

その結果の報告をお願いいたします。

それでは、及川 正一 推進委員から報告願います。

及川 正一 推進委員

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る4月19日の火曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番から番号9番の詳細については、事務局から説明があったとおりですが、番号1番は財産処分のための売買、番号2番、3番、4番は労力不足のための所有権移転売買、となっております。

番号5番は、仙台市在住の方が他の地区で農業経営を行い実績もあることから、特に問題がないものと判断しました。

番号6番、7番は、労働力不足による賃貸借権設定および経営継承のための所有権移転贈与、

番号8番は、労力不足のための所有権移転贈与、

番号9番は、労力不足のための賃貸借権設定の案件となっております。

許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号10番から14番までの5案件について審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号10番は、金成地区の 田 1筆 105㎡、畑 1筆 95㎡、合計200㎡、

番号11番は、金成地区の 田 25筆 180,666㎡、畑 20筆 303,233㎡、合計 483,899㎡、いずれも所有権移転売買の2案件、

番号12番は、金成地区の田 3筆 2,694㎡、経営規模拡大のための所有権移転
贈与の1案件、

番号13番は、志波姫地区の田 1筆 1,443㎡、畑 1筆 208㎡、合計
1,651㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号14番は、志波姫地区の畑 1筆 291㎡、経営規模拡大のための所有権移転
贈与の1案件、

以上、5案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る4月20日、議席番号2番 佐藤 勝 委員、農地利用最適化推進委員の 佐々
木 剛 推進委員、及び 鈴木 伸 推進委員が現地確認調査を行っておりますので、その結
果の報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 伸 推進委員から報告願います。

鈴木 伸 推進委員

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る4月20日水曜日に
4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号10番から番号14番の詳細については、事務局から説明があったとおりですが、
いずれも、労力不足や財産処分に起因する所有権移転売買や贈与となっております。

許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、
特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行
います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号15番から番号22番までの8案件について審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号15番は、栗駒地区の 田 1筆 1,043㎡、
番号16番は、栗駒地区の 田 1筆 195㎡、いずれも、相手方の要望による所有
権移転売買の2案件、
番号17番は、栗駒地区の 畑 1筆 137㎡、
番号18番は、栗駒地区の 田 6筆 3,984㎡、いずれも、経営規模拡大のための
所有権移転売買の2案件、
番号19番は、栗駒地区の 田 13筆 11,773㎡、
番号20番は、栗駒地区の 田 5筆 5,593㎡、いずれも相手方の要望による貸借
権設定の2案件、
番号21番は、鶯沢地区の 田 3筆 390㎡、経営規模拡大のための所有権移転売
買の1案件、
番号22番は、鶯沢地区の 田 9筆 4,178㎡、経営規模拡大のための貸借権設定
の1案件、
以上、8案件の説明と許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る4月20日、議席番号21番 大沢 純香 委員、農地利用最適化推進委員の
安藤 康太 推進委員、及び、山田 善太郎 推進委員が現地確認調査を行っておりますの
で、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、安藤 康太 推進委員から報告願います。

安藤 康太 推進委員

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る4月20日水曜日
に4名にて、書類審査、その後、現地確認調査を行いました。

事務局説明のとおり、番号15番から番号18番、番号21番については、事務局から
説明があったとおりですが、相手方要望及び経営規模拡大に起因する所有権移転売買の5
案件となっております。

番号19番、番号20番、番号22番については、相手方要望及び経営規模拡大によ
る貸借権設定の3案件となっております。

許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、
特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行
います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、を議題といたします。
はじめに、第1区の番号1番から番号3番までの3案件について、審議いたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の 田 2筆 2,345㎡を住宅用地として転用し、集合住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、都市計画区域内の第1種住居区域となっており第3種農地に該当し、雨水及び生活雑排水の排水計画も妥当であることを説明。

番号2番は、高清水地区の 田 1筆 3,452㎡のうち538㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当しますが、住宅用地として転用されるものであり、かつ、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当し許可要件を満たしている1案件であり、雨水及び生活雑排水の排水計画も妥当であることを説

明。

番号3番は、瀬峰地区の畑 1筆 800㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

申請者は相続人代表者であり、今後申請人が当該土地を相続する予定で、今回申請にあたり法定相続人全員から書面で同意を得ていることを確認しております。

農地区分は、農地の広がりがあり第1種農地に該当しますが、住宅用地として転用されるものであり、かつ、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当し許可要件を満たしている1案件であり、雨水及び生活雑排水の排水計画も妥当であることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号11番 三浦 正勝 委員から報告願います。

11番 三浦 正勝 委員

11番、三浦でございます。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、去る4月19日火曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の件は、現地確認しますと現在は休耕田であり宅地に囲まれた農地でありました。転用は何ら問題がないと判断してまいりました。

番号2番の件は、現地確認しますと申請人名義の宅地に隣接する農地で、現在は休耕しており、集落に囲まれた農地で、転用する面積は最小限の範囲とするもので周辺農地には影響を与えない範囲であることから、転用許可には特に問題がないものと判断してきました。

番号3番の件は、現地確認しますと申請人の兄名義の宅地に隣接する農地で、現在は牧草が生育しよく管理された状態でした。相続登記も進行中とのことであり、集落道に接続した農地で、転用する面積は最小限の範囲とするもので周辺農地には影響を与えない範囲であることから、転用許可には特に問題がないものと判断しました。

以上3案件について、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号4番の1案件について、審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号4番は、栗駒地区の田 1筆 182㎡を業務用地として転用し、ドッグランを造成するものであります。

農地区分は、第1種農地ですが、宅地に隣接した敷地を拡張するため、不許可の例外規定に該当し許可要件を満たしている1案件であることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、山田 善太郎 推進委員から報告願います。

山田 善太郎 推進委員

去る4月20日水曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号4番の件は、自宅の裏側に位置し、草刈等管理された農地で、周辺一帯は全て田んぼでありドッグランを開設しても周辺には迷惑が及ばない状況であります。

なお、ドッグランということで特殊な面もあることから事務局から県に確認してもらい、県では特に支障はないとの回答を得ており、転用許可は問題ないと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第7、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番の1案件について、審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、所有権移転売買の案件で、築館地区の畑 1筆 358㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、都市計画区域内で第1種住居地域に指定されており第3種農地に該当すること、雨水及び生活雑排水の排水計画も妥当であることを説明。

以上、1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号11番 三浦 正勝 委員から報告願います。

11番 三浦 正勝 委員

11番、三浦でございます。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、去る4月19日火曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の件は、両隣が住宅に接した畑で現在は何も作付けされていない休耕畑であり、宅地化が進んでいる地域で、周辺農地に与える影響もなく、転用許可には特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行い

ます。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番から番号5番までの4案件について、審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号2番は、所有権移転売買の案件で、若柳地区の田 1筆 593㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、第1農地ですが、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当し、雨水及び生活雑排水の排水計画も妥当であることを説明。

番号3番は、所有権移転売買の案件で、若柳地区の畑 3筆 662㎡を住宅用地として転用し、建売住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、都市計画の第2種中高層専用住宅地域のため第3種農地となり、雨水及び生活雑排水の排水計画も妥当であることを説明。

番号4番は、所有権移転売買の案件で、若柳地区の畑 1筆 375㎡を住宅用地として転用し、建売住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、都市計画の第2種中高層専用住宅地域のため第3種農地となり、雨水及び生活雑排水の排水計画も妥当であることを説明。

番号5番は、所有権移転贈与の案件で、金成地区の田 1筆 418㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、住宅及び河川で分断された生産性の低い小集団農地となり第2種農地となり、雨水及び生活雑排水の排水計画も妥当であることを説明。

以上、4案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号2番 佐藤 勝 委員から報告願います。

2番 佐藤 勝 委員

2番、佐藤でございます。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、去る4月20日水曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号2番の件は、いつ盛土したか分からないが一段高くなっており、いつでも宅地にて

きるような状態であります。

番号3番、番号4番の2案件は、いずれもまったく住宅街の中にある農地で、宅地になるのが当然のような状況であります。

番号5番の件は、所有権移転で孫に贈与する案件で、県道沿いの宅地には条件の良い農地であります。

以上、4案件ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号6の1案件について、審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号6番は、使用貸借権設定の案件で、栗駒地区の畑 1筆 328㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、第1農地ですが、集落に接続して設置されるため、不許可の例外規定に該当し、雨水及び生活雑排水の排水計画も妥当であることを説明。

以上、1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、議席番号21番 大沢 純香 委員から報告願います。

21番 大沢 純香 委員

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、去る4月20日水曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号6番の件は、子が親から土地を借りて個人住宅を建てる案件です。事務局説明で1種農地とありましたが、現地は段々畑となっており、自己保全管理されている生産性の低い農地でした。また、集落接続されており、転用許可には特に問題がないものと判断しました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

ここで、会議開始から1時間以上が経過しましたので、午後2時45分まで、休憩いたします。

(暫時休憩：午後2時30分から2時45分まで)

議長

休憩中の会議を再開いたします。(午後2時45分)

日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第2区の番号50番、番号51番の2案件を審議いたします。

議席番号9番 阿部 一信 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。
暫時休憩いたします。(午後2時45分) (9番 阿部 一信 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時45分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号50番は、金成地区の 田 8筆 13,617㎡、
番号51番は、金成地区の 田 14筆 17,536㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第4号 農用地利用集積計画について、の番号50番、番号51番の2案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号50番、番号51番の2案件については、原案を可とすることに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、9番阿部一信委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時47分)(9番阿部一信委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時47分)

次に、第2区の番号61番から番号64番までの4案件を審議いたします。

議席番号4番佐々木弘委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時48分)(4番佐々木弘委員退席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時48分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号61番は、志波姫地区の田 13筆 23,562㎡、及び畑 2筆 1,808㎡、合計 25,370㎡、

番号62番は、志波姫地区の田 2筆 1,576㎡、

番号63番は、志波姫地区の田 7筆 19,654㎡、及び畑 1筆 2,479.30㎡、合計 22,133.30㎡、

番号64番は、志波姫地区の田 2筆 4,470㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の4案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号61番から番号64番までの4案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号61番から番号64番までの4案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、4番 佐々木 弘 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時50分) (4番 佐々木 弘 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時50分)

次に、第3区の番号83番の1案件を審議いたします。

議席番号19番 岩渕 弘 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時50分) (19番 岩渕 弘 委員 退席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時50分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号83番は、鶯沢地区の 田 2筆 6,065㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号83番の1案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号83番の1案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、19番 岩渕 弘 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時52分) (19番 岩渕 弘 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時52分)

次に、第1区の番号1番から番号36番までの36案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、高清水地区の 田 1筆 2,468㎡、
番号2番は、高清水地区の 田 2筆 3,959㎡、
番号3番は、高清水地区の 田 2筆 8,637㎡、
番号4番は、高清水地区の 田 1筆 4,129㎡、
番号5番は、高清水地区の 田 1筆 850㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の5案件、

番号6番は、一迫地区の 田 13筆 8,245㎡、
番号7番は、一迫地区の 田 1筆 3,584㎡、
番号8番は、一迫地区の 田 6筆 14,858㎡、
番号9番は、一迫地区の 田 1筆 1,020㎡、
番号10番は、一迫地区の 田 2筆 6,835㎡、
番号11番は、一迫地区の 畑 3筆 7,025㎡、
番号12番は、一迫地区の 田 5筆 5,209㎡、
番号13番は、一迫地区の 田 2筆 2,066㎡、
番号14番は、一迫地区の 田 18筆 13,769.68㎡、
番号15番は、一迫地区の 田 2筆 6,628㎡、
番号16番は、一迫地区の 田 9筆 12,104㎡、
番号17番は、一迫地区の 田 21筆 13,935㎡、

番号18番は、一迫地区の 田 3筆 3,425 m²、
番号19番は、一迫地区の 田 10筆 13,816 m²、
番号20番は、一迫地区の 田 2筆 3,729 m²、
番号21番は、一迫地区の 田 2筆 3,627 m²
番号22番は、一迫地区の 田 7筆 8,927 m²、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の17案件、
番号23番は、一迫地区の 田 8筆 11,180 m²、農地中間管理事業による新規の賃貸借権設定である旨の1案件、
番号24番は、一迫地区の 田 5筆 8,629 m²、及び畑 3筆 264 m²、合計 8,893 m²、
番号25番は、一迫地区の 田 1筆 5,957 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件、
番号26番は、瀬峰地区の 田 2筆 1,967 m²、
番号27番は、瀬峰地区の 田 4筆 2,674 m²、
番号28番は、瀬峰地区の 田 2筆 1,948 m²、いずれも、所有権移転売買である旨の3案件、
番号29番は、瀬峰地区の 田 9筆 8,393 m²、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、
番号30番は、瀬峰地区の 田 2筆 4,384 m²、
番号31番は、瀬峰地区の 田 4筆 11,813 m²、
番号32番は、瀬峰地区の 田 1筆 3,652 m²、
番号33番は、瀬峰地区の 田 1筆 2,952 m²、
番号34番は、瀬峰地区の 田 1筆 3,396 m²、
番号35番は、瀬峰地区の 田 9筆 14,864 m²、
番号36番は、瀬峰地区の 田 8筆 8,864 m²、及び畑 1筆 416 m²、合計 9,280 m²、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の7案件、
以上、36案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号37番から49番までの13案件、番号52番から60番までの9

案件、番号65番から68番までの4案件、合わせて26案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号37番は、若柳地区の 田 40筆 34,801㎡、
番号38番は、若柳地区の 田 10筆 10,905㎡、
番号39番は、若柳地区の 田 3筆 1,683㎡、
番号40番は、若柳地区の 田 4筆 2,585㎡、
番号41番は、若柳地区の 田 10筆 9,164㎡、
番号42番は、若柳地区の 田 7筆 5,359㎡、
番号43番は、若柳地区の 田 1筆 3,154㎡、
番号44番は、若柳地区の 田 13筆 7,634㎡、
番号45番は、若柳地区の 田 1筆 2,457㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の9案件、
番号46番は、若柳地区の 田 3筆 4,572㎡、
番号47番は、若柳地区の 田 15筆 8,534㎡、及び畑 1筆 1,641㎡、
合計 10,175㎡、
番号48番は、若柳地区の 田 27筆 21,753㎡、
番号49番は、若柳地区の 田 14筆 8,731㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の4案件、
番号52番は、金成地区の 田 7筆 9,319㎡、
番号53番は、金成地区の 田 10筆 18,280㎡、
番号54番は、金成地区の 田 8筆 5,154㎡、
番号55番は、金成地区の 田 11筆 18,038㎡、
番号56番は、金成地区の 田 2筆 1,030㎡、
番号57番は、金成地区の 田 2筆 1,152㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の6案件、
番号58番は、金成地区の 田 2筆 8,128㎡、
番号59番は、金成地区の 田 1筆 2,091㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の2案件、
番号60番は、志波姫地区の 田 3筆 4,493㎡、所有権移転売買である旨の1案件、
番号65番は、志波姫地区の 田 13筆 34,203㎡、
番号66番は、志波姫地区の 田 5筆 11,927㎡、
番号67番は、志波姫地区の 田 5筆 8,405㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件、
番号68番は、志波姫地区の 田 7筆 12,933㎡、更新の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、26 案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号69番から番号82番までの14案件、番号84番から番号89番までの6案件、合わせて、20案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号69番は、栗駒地区の 田 5筆 6,282㎡、

番号70番は、栗駒地区の 田 1筆 368㎡、いずれも所有権移転売買である旨の2案件、

番号71番は、栗駒地区の 田 3筆 10,988㎡、

番号72番は、栗駒地区の 田 5筆 6,030㎡、

番号73番は、栗駒地区の 田 1筆 2,513㎡、

番号74番は、栗駒地区の 田 1筆 1,733㎡、

番号75番は、栗駒地区の 田 3筆 3,585㎡、

番号76番は、栗駒地区の 田 8筆 6,736㎡、

番号77番は、栗駒地区の 田 6筆 10,825㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の7案件、

番号78番は、栗駒地区の 田 14筆 23,567㎡、

番号79番は、栗駒地区の 田 6筆 5,261㎡、

番号80番は、栗駒地区の 田 6筆 7,199㎡、

番号81番は、栗駒地区の 田 6筆 6,264㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定である旨の4案件、

番号82番は、鶯沢地区の 田 1筆 909㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号84番は、鶯沢地区の 田 3筆 2,843㎡、

番号85番は、鶯沢地区の 田 4筆 7,984㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の2案件、

番号86番は、鶯沢地区の 田 5筆 8,706㎡、

番号87番は、鶯沢地区の 田 3筆 5,418㎡、

番号88番は、鶯沢地区の 田 1筆 2,611㎡、

番号89番は、鶯沢地区の 田 8筆 10,389㎡、いずれも、更新の賃貸借権設定

である旨の4案件、
以上、20案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。
次に、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から49番までの49案件、番号52番から60番までの9案件、番号65番から82番までの18案件、番号84番から89番までの6案件、合わせて、82案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号 農用地利用集積計画についての、番号1番から49番までの49案件、番号52番から60番までの9案件、番号65番から82番までの18案件、番号84番から89番までの6案件、合わせて、82案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画変更願について、を議題といたします。
それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

今回の変更は、3案件とも当初の借受人からの経営継承に伴い後継者へ耕作権を移転するものであります。

番号1番は、高清水地区の 田 1筆 1,172㎡、
番号2番は、高清水地区の 田 1筆 2,200㎡、
番号3番は、高清水地区の 田 1筆 320㎡、いずれも賃貸借権の移転である旨の
3案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。
次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第5号 農用地利用集積計画変更願について、原案のとおり承認することに賛成の
委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。
よって、日程第10、議案第5号 農用地利用集積計画変更願については、原案のとおり
承認することに決定いたしました。
なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第11、議案第6号 農用地利用配分計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、議事参与の制限に該当する案件があ
りますので、はじめに、審議を行います。
第2区の番号3番、番号4番の2案件を審議いたします。

議席番号12番 鈴木 和子 委員は、議事参与の制限に当たりますので退席願います。

暫時休憩いたします。(午後3時03分) (12番 鈴木 和子 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後3時03分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号3番は、若柳地区の 田 13筆 9,193㎡、新規の賃貸借権設定の1案件、

番号4番は、若柳地区の 田 2筆 506㎡、及び 畑 2筆 902㎡、合計1,408㎡、新規の使用貸借権設定の1案件

以上、2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

4番 佐々木 弘 委員。

4番 佐々木 弘 委員

4番、佐々木です。

番号4番の件について、使用貸借権設定となっているが、貸借料作物は水稻だけで、料金設定とかはないのか。

事務局

使用貸借権設定による物納及び料金は発生しない契約となっている。

4番 佐々木 弘 委員

貸借料が発生しないときは、農地中間管理機構と契約しているわけだが、手数料を1%取られるはずだが、本案件はゼロということか。

事務局

そのとおりです。

議長

よろしいですか。

— 「了解」 の声 —

他に質疑ありませんか。

—「なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号 農用地利用配分計画の番号3番、4番の2案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第6号 農用地利用配分計画の番号3番、4番の2案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、12番 鈴木 和子 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後3時06分) (12番 鈴木 和子 委員 着席)

議長

会議を再開いたします。(午後3時06分)

次に、第1区の番号1番、番号2番の2案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の 田 5筆 26,766㎡、
番号2番は、一迫地区の 田 2筆 3,015㎡、いずれも貸し人は農地中間管理機構
となっている、新規の賃貸借権設定の2案件
以上、2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第6号 農用地利用配分計画の番号1番、2番の2案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第11、議案第6号 農用地利用配分計画の番号1番、2番の2案件については、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第12、議案第7号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番の1案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の畑 1筆 541㎡で、願出地は、昭和60年頃に先代が耕作できなくなり杉を植樹し現在に至るもので、農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

以上、1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、鈴木 孝夫 推進委員から報告願います。

鈴木 孝夫 推進委員

議案第7号、非農地証明願については、去る4月19日火曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の内容につきましては、資料及び事務局の説明のとおりであります。

現地を確認しますと、杉が植樹され30年以上経過しだいぶ大きく成長しており、山林化した状態となっており、農地への復旧は困難であると判断しました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番、3番の2案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号2番は、金成地区の 田 2筆 2,849㎡、及び 畑 1筆 1,414㎡、合計 4,263㎡で、願出地は、昭和40年頃に先代が耕作できなくなり山林化が進み現在に至るもので、農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

番号3番は、志波姫地区の 田 2筆 905㎡、及び 畑 13筆 10,559㎡、合計 11,464㎡で、願出地は、平成12年頃に労力不足で耕作できなくなり山林化が進み現在に至るもので、農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、佐々木 剛 推進委員から報告願います。

佐々木 剛 推進委員

議案第7号、非農地証明願については、去る4月20日水曜日に4名にて、現地確認を行いました。

内容につきましては、資料及び事務局の説明のとおりであります。

番号2番の件は、現地を確認しますと、既に森林の様相を呈しており、農業上の利用の増進を図ることが見込まれない状態であり、農地への復旧は困難であると判断しました。

番号3番の件についても同様に、今後農地への復旧は困難であると判断しました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号4番の1案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号4番は、栗駒地区の田 1筆 424㎡で、願出地は、平成3年頃に労力不足で耕作できなくなり原野化が進み現在に至るもので、農地への復元が困難であることから、非農地の証明を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、安藤 康太 推進委員から報告願います。

安藤 康太 推進委員

議案第7号、非農地証明願については、去る4月20日水曜日に4名にて、現地確認を行いました。

番号4番の件は、現地を確認しますと、一部仮払いが行われてはいるものの、約20年にわたり原野化が進み、今後農地への復旧は困難であると判断しました。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論ありませんか

—「はい」の声と挙手—

11番 三浦 正勝 委員。

11番 三浦 正勝 委員

11番、三浦です。

総会提出の資料の件について議論をお願いしたいが、昨年あたりから資料が多くなる旨で位置図の添付を省略しているが、ただ今の2区の2案件とも位置関係が分からない。複数の箇所にあたる場合は、位置関係が分かる資料の添付をお願いできないか。

(暫時休憩：午後3時20分から3時27分)

議長

会議を再開します。(午後3時27分)

三浦委員、意見として伺い検討し後日回答することとしたいが、よろしいですか。

11番 三浦 正勝 委員

了解した。

議長

他に討論はありませんか。

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第7号、非農地証明願については、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第12、議案第7号 非農地証明願については、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

議長

日程第13、議案第8号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、を議題といたします。

番号1番から12番までの12案件について、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

今回提出している案件は、先月の総会でもご説明しておりますが、令和3年度の農地利用状況調査で、転作判断の自己保全3相当、いわゆる再生困難である農地について、土地の所有者に非農地判断に係る意向確認通知書を委員自ら届けていただき、その後、報告のあったものから再利用の意向の申し出があった農地を除き、再利用の意向がないことを確認した農地を対象に現地調査を行って、その結果、再利用が困難である農地並びに、非農地としての基準を満たす農地を今回の議案としております。今後もこの方針でいくこととしております。

番号1番は、築館地区の 田 657㎡、地目は、登記現況とも田、
番号2番は、築館地区の 田 339㎡、地目は、登記現況とも田、
番号3番は、築館地区の 田 304㎡、地目は、登記現況とも田、
番号4番は、築館地区の 田 291㎡、地目は、登記現況とも田、
番号5番は、築館地区の 田 190㎡、地目は、登記現況とも田、
番号6番は、若柳地区の 田 1,117㎡、地目は、登記現況とも田、
番号7番は、若柳地区の 田 3,429㎡、地目は、登記現況とも田、
番号8番は、若柳地区の 田 910㎡、地目は、登記現況とも田、
番号9番は、高清水地区の 田 795㎡、地目は、登記現況とも田、
番号10番は、高清水地区の 田 349㎡、地目は、登記現況とも畑、
番号11番は、高清水地区の 田 497㎡、地目は、登記現況とも畑、
番号12番は、高清水地区の 田 289㎡、地目は、登記現況とも田、

非農地として判定した場合には、土地所有者に対し、非農地通知書を発出し、市及び県ならびに法務局へ非農地判定を行った旨を通知し、法務局へ地目変更の嘱託登記をし、農地台帳を整理することになります。

以上、12案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。
質疑ございませんか。

— 「はい」 の声と挙手 —

議長

20番 三浦 栄 委員。

20番 三浦 栄 委員

面積の確認だが、参考資料4ページの図面に記載の面積と議案書の面積が異なっているが、正しい面積はいずれか確認をお願いします。

議長

事務局説明

事務局

参考資料中の図面の面積が間違っており議案書の面積が正しいので、図面の面積を訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

議長

20番、三浦 委員、よろしいですか。

20番 三浦 栄 委員

了解しました。

議長

皆さんにも、修正方よろしくお願いいたします。
他にございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。
討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。
議案第8号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について、原案のとおり決定することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第13、議案第8号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断については、原案のとおり、決定することに決定いたしました。

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

ここで事務局長が市議会から戻りましたので、自己紹介をお願いします。

(小野寺事務局長 自己紹介)

議長

これで、令和4年 第4回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

ご起立願います。ご苦労様でした。

< 午後 3時 42分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名捺印する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員